

令和6年4月  
農業委員会議事録

開催日：令和6年4月25日（木）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時54分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 6年 4月25日 (木)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和  
統括主幹 上原 誠  
主幹 江森 一雄  
主幹 窪田 知美

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

## 6. 議 事

### ① 議事録署名人の指名

### ② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第5号議案 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任  
免について

### ③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時30分

## 9. 会議の内容

局 長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻前ですが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。</p> <p>会議の前に、4月1日付で職員の人事異動がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>監査委員事務局監査課より転入しました窪田主幹でございます。</p>
主 幹	<p>窪田でございます。よろしく願いいたします。</p>
局 長	<p>なお、草間主幹でございますが、都市整備部開発指導課へ異動となりましたことをご報告いたします。</p> <p>異動者の紹介は以上でございます。</p> <p>これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>おはようございます。ご苦労さまです。</p> <p>皆さんと会議をするのが今回で最後ということで、5月からは新しいメンバーになるわけですが、3年間ご苦労さまでした。</p> <p>今まで農業委員、推進委員として活動してきたことがこれからの活躍の糧になったらいいなと思っております。今回で任期が終わってもどこかで会う機会もあるかもしれませんので、そのときは気がついたらお互いにお声がけをして、お話ができればいいなと思っております。</p> <p>毎日のように天気が定まらないので、田植えした訳でもないのに草が青々と生えてしまっていて、耕すこともできないので、昨日も結構降りましたけれども、杉戸や幸手のほうは、もう代かきして田植えが始まっております。越谷の場合は、5月の連休の前から、4月29日頃ですか、早い人はその頃から田植えが始まるのかなと思いますが、今日は、昨日より10度も温度が高くなるという気温の変動が激しい時期ですけれども、テレビでの3か月長期予報では平年より気温が高いそうです。5月、6月、7月が暑いということは、暑いさなかの田植えとなり、土地改良区の話だと、水は今のところダムには140%ぐらいあ</p>

るらしいので、今年は水不足はなさそうな様子です。このところ雨が降っていますし、この先どうなるか分かりませんが、去年は6月に大雨で、越谷でも水害が起きました。台風で水害は分かるのですが、今はゲリラ雷雨で突然大雨になって、水はけができないので、大水が出るということになりますので、非常に自然の恐ろしさを感じております。

皆さんも苗を作っているかと思いますが、昨日より今日は10度も高くなるという、苗の管理も難しくなってきます。あまり水をやり過ぎても駄目だし、控えると乾いて枯れてしまうので、なかなか苗の管理も難しいと思いますが、自分の体も1日で10度も違つては大変なので、作物も同様ですが、まず自分の体を大事にして、これから忙しくなる農作業に励んでいただければと思います。

言葉整いませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。審議のほどよろしくお祈いします。

局 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から8番の宇田川委員、9番の吉田委員を指名いたします。よろしくお祈いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5,232平方メートルです。通作距離は0.8キロメートル、農機具は完

備しております。農業従事者は、譲受人含め6名です。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進員7番の高島委員よりお願いいたします。

7番推進委員 1番の件について補足説明します。

(高島委員) 4月19日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題がありません。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員 なし。

議長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局より説明願います。

統括主幹 議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しております

が、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は、子育てをするのにもよい環境で、実家にもほど近く、何かあればお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、子供の教育や精神衛生上の面も考え、広い庭で伸び伸びと生活させたいと思い、住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は、妻の父親から相続した土地で、近隣には小学校や総合公園があり、子供の教育にも最適な場所で、妻の実家にも近く、将来両親の介助等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在住んでいる住居が街路改良事業により収用となったため、土地を探していたところ、このたび、ようやく条件に合う土地が見つかり、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成24年に市内に本店を置き、主に一般貨物自動車運送業を営む法人です。現在、別会社の駐車場の一部を賃借していますが、立ち退きを迫られており、新たに駐車場を設置するため、土地を探していたところ、申請地は本社からもほど近い場所で、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にもほど近く、将来両親の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替

性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番について三ツ木委員、3番については私から、4番について宇田川委員、5番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員  
(瀬尾委員)

1番の件についてご説明いたします。

4月12日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。西側の出入口部分と南側の非農地部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1 4 番 委 員  
(三ツ木委員)

2番について説明します。

4月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側及び西側の道路に接する部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

3番について、私から説明いたします。

3番の件について説明します。

4月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

8 番 委 員  
(宇田川委員)

以上報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、4番について宇田川委員よりお願いいたします。

4番の件について説明します。

4月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。南側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックの上、メッシュフェンス及び化粧パイプを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上報告します。ご審議のほどよろしくお願います。

議 長

ありがとうございました。

5番について、田口委員よりお願いいたします。

1 0 番 委 員  
(田口委員)

5番の件について説明をいたします。

4月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は自己用住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びメッシュフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと考えております。

以上報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員  
議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案の6番から11番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページから4ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の移転決定

についての6番から11番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家からもほど近く、今後お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の妻の実家に両親及び妻と子供2人、計6人で同居しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分なスペースの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家からも近く、将来両親のサポート等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分なスペースの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家からも近く、将来両親のサポート等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分なスペースの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家からもほど近く、将来両親のサポート等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は調剤薬局です。転用理由といたしまして、借人は昭和62年に市外に本店を置き、薬局の経営を行う法人です。現在市内に調剤薬局を5店舗展開しています。申請地は大規模商業施設に隣接し、人口が増加傾向にある中、大成町には処方箋調剤に対応できる調剤薬局が1店舗のみで、極端に少ない地域

です。また、今般、隣接地に診療所の開設が予定されているため、診療所の開設に合わせて調剤薬局を開設することで、地域医療が発展すると考え、土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は診療所です。転用理由といたしまして、申請地は大規模商業施設に隣接し、人口が増加傾向にある中、医療機関が少なく、隣地には大型デイサービスがあり、福祉及び医療的連携を図り、地域の医療基盤の底上げを目指し、診療所を開業したいと考え、土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により、適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、6番から11番について藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員

それでは、6番から11番までの報告をいたします。

(藤井委員)

まず、6番の件につきましてご説明いたします。4月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、7番の件についてご説明いたします。4月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、8番の件についてご説明いたします。4月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置するこ

とから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件についてご説明いたします。4月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件についてご説明いたします。4月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は調剤薬局です。農地に面する北側はL型擁壁とし、南側の出入口部分を除いた周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番の件についてご説明いたします。4月16日に現地を確認しております。申請時の現況は畑、転用目的は診療所です。農地に面する北側はL型擁壁とし、南側の出入口部分を除いた周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上6件、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員  
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、につきましては、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●●●●

●は退席させていただきます。議事進行については荻島職務代理にお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時20分)

(●番 ●●委員退室：午前10時20分)

(再開時刻：午前10時21分)

職務代理

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。

第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行について説明します。

本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることになっております。

番号、被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数は14筆です。面積は5,697平方メートルです。相続開始年月日は令和5年7月10日です。

事務局からは以上です。

職務代理

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員9番の齋藤委員よりお願いいたします。

9番推進委員

1番の案件につきまして報告いたします。

(齋藤委員)

去る4月19日に現地を確認しております。申請地の農地14筆につきましては、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

職務代理

質疑がないということなので、以上で質疑を終結いたします。

職務代理

続いて、採決を行います。

原案のとおり証明することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時23分)

(●番 ●●委員入室：午前10時23分)

(再開時刻：午前10時24分)

議長

休憩前に引き続き会議を行います。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができるとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

議案書の7ページ及び8ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、面積は971平方メートル、新規で、期間は10年です。

2番、面積は1,148平方メートル、再設定で、期間は5年です。

3番、面積は1,931平方メートル、新規で、期間は5年です。

4番、面積は2,662平方メートル、再設定で、期間は3年です。

以上4件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

議  
全  
議

長  
員  
長

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第5号議案 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の9ページを御覧ください。

第5号議案 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任命について説明いたします。

このたび、令和6年4月1日付で越谷市の定期人事異動がありました。農業委員会事務局では、監査委員事務局監査課より窪田主幹が配属されました。転出した職員は、草間主幹が都市整備部開発指導課へ転出されました。

事務局からは以上です。

議  
全  
議

長  
員  
長

ただいまの件につきまして質疑はございませんか。

なし。

質疑がないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして報告でございます。

事務局より説明願います。

統括主幹

それでは報告させていただきます。議案書の10ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について2件の届出がありました。届出内容につきましては記載のとおりです。

議案書の11ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、議案書の12ページから13ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、12件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページです。第4号報告 農地の改良に係る届出について1件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

議長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

局長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務代理

皆さん、本日出席ありがとうございます。このメンバーで最後の委員会が終了いたします。退任される委員の方、ますます健康に注意して仕事を頑張ってくださいと思います。

本日はご苦労さまでした。

局長

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時30分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年 4月25日

議 長

署名委員

署名委員